

第6回中間報告書

平成25年9月

十和田市議会

はじめに

改革。この言葉を聞いて悪いイメージを持つ人は、なかなかいないのではないだろうか。つまり改革と言えば、すべて肯定的に捉えられてしまうような、危うい雰囲気は現代にあるのではと思われてならない。

当委員会でも、確かに改革委員会と改革を使ってはいるが、決して大それたことをしているわけではないし、他に誇れるようなことをしているわけでもない。我々の根本は、十和田市議会の本来のあるべき姿の探究である。執行機関である市に対し、議会はどうあるべきか。議会はなにをなすべきか。市民にとってよりよい議会、開かれた議会とは何か。まずは基本に戻り、そして十和田市議会に合った、現代に合ったやり方を探っている。

この探究は、これからも続けて行くものではあるが、我々は今、節目としてこれまでの議論の経緯を踏まえ、ひとつの結論を導き出そうとしている。それが、議会基本条例である。今では多くの議会が取り組んでおり、決して珍しい条例ではない。また、先にも言ったが、この条例を制定してそれで改革は終わりでもない。あくまで、これまでの議論の集大成であり、今後も議会の本来のあるべき姿を探究して行くことになんら変わりはない。このことは、議会は当然であるが、市民の皆様にもしっかりと心に留めて置いていただきたいことである。

現在、県内で制定している青森市、むつ市に続き、今年度中の条例化を目指し、鋭意努力しているところである。

1. 報告事件

- ①議会改革に関する調査・研究
- ②議会基本条例に関する調査・研究

2. 活動の経過

区 分	開催期日	内 容
第 37 回	平成 2 5 年 3 月 4 日 (月)	議会基本条例の調査・研究について ・基本フレーム (案) について ・調査・研究スケジュール (案) について
第 38 回	平成 2 5 年 4 月 5 日 (金)	議員倫理を含めた議会基本条例の調査・研究について ・作業イメージ
第 39 回	平成 2 5 年 4 月 2 2 日 (月)	議員倫理を含めた議会基本条例の調査・研究について ・議会報告会 ・一問一答、反問権 ・常任委員会の活発化 ・議会広報に関すること ・議会改革の継続的取り組み 全員協議会の取り扱いについて
第 40 回	平成 2 5 年 5 月 1 3 日 (月)	議会基本条例の調査及び研究において議論が必要な項目について ・キャッチフレーズの導入 ・市民に必要な条例案の制定 ・政策研究の義務付け ・情報公開の取り組み ・正副議長の立候補制 ・政策等の形成過程の説明 ・議決事件の追加 ・文書による質問 議会基本条例の調査・研究の進め方・留意点 (案) について

区 分	開催期日	内 容
第 41 回	平成 2 5 年 5 月 2 7 日 (月)	議会基本条例の調査及び研究において議論が必要な項目について <ul style="list-style-type: none"> ・ 会派に関すること ・ 議員倫理に関すること ・ 議員定数の継続的見直し ・ 議員報酬の継続検討 ・ 見直し手続 ・ 同意人事に関わる選任前の所信表明、辞任時の報告
	平成 2 5 年 5 月 2 8 日 (火)	市議会・市民との意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内 4 箇所で開催 ・ 参加人数 8 3 名 (報道等除く)
第 42 回	平成 2 5 年 6 月 7 日 (金)	議員倫理の研究について 第 6 回中間報告に向けて 会派協議事項の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長の立候補制 ・ 議決事件の追加
第 43 回	平成 2 5 年 6 月 2 4 日 (月)	先進地調査及びフォーラムの実施時期について 議会基本条例の調査・研究について <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文 ・ 総則、目的 ・ 議会の活動原則 ・ 議員の活動原則 ・ 議員の政治倫理
第 44 回	平成 2 5 年 7 月 1 6 日 (火)	議会基本条例 (案) の条項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と議会の関係 ・ 市民との意見交換会等の開催 ・ 議長及び副議長志願者の所信表明 ・ 一問一答による質疑応答、反問権 ・ 同意人事に関わる選任前の所信表明、辞任時の報告 ・ 市長による政策等の形成過程の説明 フォーラムの実施について

区 分	開催期日	内 容
第 45 回	平成 2 5 年 7 月 2 9 日 (月)	野辺地町議会来訪 ・ 議会改革の取り組みに関わる視察に全委員で対応
第 46 回	平成 2 5 年 8 月 2 日 (金)	議会基本条例 (案) の条項について ・ 予算及び決算における政策説明資料の作成 ・ 法第 9 6 条第 2 項の議決事件 ・ 委員会の適切な運営 ・ 会派 ・ 議員研修の充実 ・ 議員の調査研究活動 ・ 政務活動費 ・ 議会事務局の体制整備 ・ 議会図書室の設置及び公開 ・ 議会広報の充実 フォーラムでの意見発表者について
第 47 回	平成 2 5 年 8 月 2 2 日 (木)	議会基本条例 (案) の条項について ・ 議員定数 ・ 議員報酬 ・ 議会改革 ・ 見直し手続 ・ 最高規範性 第 6 回中間報告書 (案) について
第 48 回	平成 2 5 年 8 月 2 6 日 (月)	第 6 回中間報告書 (案) について 委員派遣について 今後のスケジュールについて

5月28日開催の
市議会・市民との
意見交換会より



3. 今回の報告にあたっての説明事項

(1) 参考とした主な事例等について

- 議会基本条例の先進事例（鳥羽市議会、新発田市議会、栗山町議会、花巻市議会、流山市議会、札幌市議会、佐伯市議会、福島県議会、青森市議会、伊賀市議会）
- 議員倫理の参考事例（会津若松市議会議員政治倫理条例、会津若松市議会基本条例、流山市議会議員政治倫理条例、鳥羽市議会議員政治倫理条例）
- 十和田市まちづくり基本条例
- その他、先進事例

(2) 議会基本条例の調査・研究の進め方について

平成25年第1回定例会で当委員会に、新たに「議員倫理を含めた議会基本条例の調査及び研究」が追加付託されました。調査及び研究を進めるにあたっての基本的事項やスケジュール等について確認した上で進めるために、「議員倫理を含めた議会基本条例の調査及び研究」の進め方を作成し、その内容に沿った形で調査及び研究を進めています。



「議員倫理を含めた議会基本条例の調査及び研究」の進め方は6～7ページに添付しています。

4. 【参考】 「議員倫理を含めた議会基本条例の調査及び研究」の進め方

(平成25年3月4日 決定)

1 趣旨

この調査研究の進め方は、「(仮称)十和田市議会基本条例」の調査及び研究を進めるに当たっての基本的事項やスケジュール等についての概要を示すものです。

2 議会基本条例とは

議会基本条例とは、自治体の意思決定機関である議会の基本的な事項を定めた条例のことをいいます。

3 基本的事項

(1) 目的

議員各位の意向や市民の意見や提案等を反映させた十和田市議会にとってふさわしい議会基本条例の検討・集約を行い議会基本条例の成案づくりを目的とします。

(2) 留意点

検討を進めるに当たって次の事項を念頭においてよりよい方向を目指します。

十和田市まちづくり基本条例、議会改革に関する「中間報告」No.1～5、
十和田市議会に対する市民アンケート、議会改革フォーラム in とわだ

(3) 検討項目

議会改革特別委員会で出された意見20項目、
その他検討が必要と思われる事項6項目
(議員アンケートへの回答はなし)

4 調査研究の進め方

(1) 作業スケジュールの決定

(2) 議会基本条例の調査及び研究において議論が必要な項目について検討

(3) 議会基本条例の骨格について中間報告

(4) 先進事例の調査→事例研究

(5) フォーラムの開催→市民意見の反映

(6) 条例の成案づくり→議長への説明、会派会長会議への説明、 全員協議会への説明等

5 検討スケジュール

平成25年第2回定例会までに調査研究の進め方を決定

平成25年第3回定例会までに素案づくりの調査研究

(先進事例の調査、市民意見の聴取)

平成25年第4回定例会までに議案づくりの調査研究
(市民意見の反映)

平成26年第1回定例会までに成案を作成

6 その他

- ・議員の政治倫理については、理念的なものとして当該条例に入れる。
- ・単独の議員政治倫理条例については検討しない。

議会基本条例(案)検討において議論が必要な項目一覧

議会改革特別委員会が出された意見		備 考
1	キャッチフレーズの導入	
2	市民に必要な条例案の制定	
3	政策研究の義務付け	
4	情報公開の取り組み、慣例の見直し	
5	議会報告会	
6	正副議長の立候補制	
7	政策等の形成過程の説明	
8	議決事件の追加	
9	一問一答・反問権	
10	常任委員会の活発化	
11	文書による質問	
12	会派に関すること	
13	議会広報に関すること	
14	議員倫理に関すること	
15	議員定数の継続的検討	
16	議員報酬の継続的検討	
17	見直し手続	
18	モニター制度	
19	議会改革の継続的取り組み	
20	同意人事に関わる選任前の所信表明、辞任時の報告	
その他検討が必要と思われる事項		備 考
a	十和田市議会の思い・決意	
b	議会及び議員の活動原則(理念)を規定する。	
c	開かれた議会(理念)を規定する。	
d	議会と執行機関についての関係について規定する。	
e	議会事務局・議会図書室・議会広報等について規定する。	
f	議員報酬・議員定数について規定する。	

5. 報告事項

【 議会改革関係 】

(1) 日曜議会の継続について

昨年12月に実施した日曜議会ですが、一回だけの実施では検証が不十分であるとの考えから、今年度も実施するべきと考えています。時期については、9月の第3回定例会という意見が多かったものの、各種行事や決算審査のため日程調整が難しく、昨年と同時期の12月実施を目指します。また、傍聴者数やアンケート等を参考とし、今後の日曜議会のあり方を検討いたします。

(2) 全員協議会の運用について

理事者側から開催要請のあった全員協議会を正式な会議と位置付け、議会の会期外に開催された場合は、費用弁償の対象にするといたしました。その後、「開かれた議会」を目指し、様々な議論を進めていく中で、議会全体の意思確認をするために、議会側案件のみの全員協議会も開催される状況となりました。委員からは、議会側案件であったとしても、その内容によっては公務性があり、費用弁償の対象とすべきであるという意見や、議会内部の調整的な意味合いがあるので、会議名称そのものを見直すべきなどの意見があり、現在も検討を継続している状況となっています。

(3) 議会報告会（市議会・市民との意見交換会）について

5月28日に市内4箇所で一斉に行った議会報告会（市議会・市民との意見交換会）には、計83名の参加がありました。初めての試みでありましたが、市民の皆さんからたくさんの要望・意見を聞くことができ、非常に貴重な機会であったと捉えています。しかしながら、報告事項がわかりにくい、議員個々の意見が述べられない、いただいた要望・意見の取り扱いが明確ではない等の問題も確認されました。要望、意見の取扱いは、正副議長を含めた班長会議で、「開かれた議会」を目指すためには、常任委員会の活発化が望ましいとの観点から、それぞれ所管する常任委員会で、重要と思われる内容を調査し、委員会報告するといたしました。今年度の問題を整理・検討しながら、より充実した議会報告会となるよう、次回の開催に向け、準備を進めたいと考えています。

【 議会基本条例関係 】

議会基本条例の調査・研究に当たり、委員からは、他市議会の条例を模倣するのではなく、一つ一つの条項をていねいに議論し、本当に私たちに必要な条項を盛り込むべきであるという意見があり、新たに検討すべき事項について熱心な議論を行いました。その結果、以下の5項目についても、調査・研究を継続することにいたしました。

議会基本条例の調査・研究において新たに検討すべきとされた事項

- (1) 正副議長の立候補制（会派で検討中）
- (2) 政策等の形成過程の説明
- (3) 議決事件の追加（会派で検討中）
- (4) 議員倫理（現在特別委員会で検討中）
- (5) 同意人事に関わる選任前の所信表明、辞任時の報告

6. 検討中の項目（条例のイメージ）

【議会基本条例の必要性】

議会基本条例とは、自治体の意思決定機関である議会の基本的な事項を定めるものです。自治体の権限が拡大する中、議会の役割も大きくなっています。時代の要請に対し、議決機関として、政策立案能力を高めるとともに、適正な行政執行がなされているかを監視する議会の機能を高め、議会改革に取り組むために制定するものと考えています。

条 項 案	説 明
前文	⇒議会は、その使命を達成するために、公正性と透明性を確保することにより、市民参加を推進する活力ある議会の実現を目指して、この条例を制定する旨を記載します。
I 総則	
1 目的	⇒議会及び議員の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、市民福祉の向上と市政の発展に寄与する旨を記載します。
2 議会の活動原則	⇒議会の使命とその使命を果たすための議会の活動原則について定めます。
3 議員の活動原則	⇒議員の使命とその使命を果たすための議員の活動原則について定めます。
4 議員の政治倫理	⇒議員個々の資質は議会活動の原点であることを自覚するために必要な概念を定めます。
II 市民と議会の関係	
5 市民参加及び市民との連携	⇒市民に開かれた市議会を実現するため、情報の公開と説明責任の履行について規定します。
6 市民との意見交換会等の開催	⇒議会の活動について説明し、市民の意見を広く聴くために市議会・市民との意見交換会を開催することを定めます。

条 項 案	説 明
7 議長及び副議長志願者の所信表明	⇒議会の透明性を図る一環として、正副議長選出の際に所信表明の機会を設けることを定めます。
Ⅲ市長等と議会及び議員の関係	
8 一問一答による質疑応答、反問権	⇒一般質問での論点や争点を明確にするため一問一答方式及び反問権ができる旨を規定し、市民にわかりやすい議会をめざすことを定めます。
9 同意人事に関わる選任前の所信表明、辞任時の報告	⇒議会の透明性を図る一環として、同意人事案件における所信の表明及び同意された人の辞任時における市長の報告を定めます。
10 市長による政策等の形成過程の説明	⇒市長が政策を提案する場合、説明すべき具体的事項・条件などを定めます。(例：他の自治体の類似する政策等との比較検討)
11 政策説明資料の作成	⇒前条の規定に準じ、議員が審議を深めやすく、分かりやすい資料を求めることを定めます。
12 法第96条第2項の議決事件	⇒十和田市議会の議決すべき事件を定める条例で定めることとし、市の重要な計画の決定に参画の機会を確保することを定めます。
Ⅳ委員会の活動	
13 委員会の適切な運営	⇒重要な行政課題に対し、常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを活かし適切かつ迅速に対応することを定めます。
Ⅴ議会及び議会事務局の体制整備	
14 会派	⇒議員が会派を結成することができることを定めます。

条 項 案	説 明
1 5 議員研修の充実強化	⇒議員研修会を開催し、議員の資質向上に努めることを定めます。
1 6 議員の調査研究活動と政務活動費	⇒議員は自己研鑽に努めるものとし、調査研究のために交付される政務活動費を活用し、市長等に対し政策提言を行うものとし、また、政務活動費の用途については透明性を高めるため収支報告書及び調査報告書を公表することを定めます。
1 7 議会事務局の体制整備	⇒議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めます。
1 8 議会図書室の設置及び公開	⇒議会図書室の充実を図り、広く活用を目指すことを定めます。
1 9 議会広報の充実	⇒多様な広報手段を活用し、議会に対する市民の関心と信頼を高める議会広報活動に努めることを定めます。
VI議員の身分及び待遇	
2 0 議員定数	⇒議員定数は別の条例（十和田市議会議員定数条例）で定めることとし、市の現状、社会経済情勢、市民の意見を参考として継続的に検討することを定めます。
2 1 議員報酬	⇒議員報酬は別の条例（十和田市議会議員の議員報酬及び費用弁償条例）で定めることとし、市の現状、社会経済情勢、市民の意見を参考として継続的に検討することを定めます。
VII議会の改革推進	
2 2 議会改革	⇒議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができることを定めます。
附則	⇒この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

7. 調査研究事項

(1) 先進地調査（予定）

議会基本条例の調査・研究を進めていく中で、その条項の持つ意味や実効性について、委員から先進地調査を行いたいという意見が多くなりました。議論の参考とさせていただいている三重県の鳥羽市議会は、議会報告会の取り組みや政治倫理について、また同県の伊賀市議会は、議員が政策を議論するための政策討論会の実施や議長及び副議長の選挙に所信表明を取り入れるなど、先進的事例であり、先進地調査視察にふさわしい議会であると考えています。本年10月下旬の視察を予定しています。

(2) 第2回議会改革フォーラム in 十和田（予定）

開催の趣旨は、自治体の意思決定機関である議会の基本的な事項を定めた議会基本条例を定める例がふえる中、十和田市議会にとっての望ましい議会基本条例の姿について議会と市民が意見交換するものとなりました。

開催日時：平成25年11月16日（土） 13時30分～16時

開催場所：十和田市民文化センターAV総合研修スタジオ

主催：十和田市議会

参加予定人数：90人

内容：議会改革特別委員会からこれまでの議会改革の実施状況や議会基本条例の調査・研究について報告を行い、市民からは成人男性、成人女性、商工団体、青年の代表者4名を招き、議会のあるべき姿や当市議会の取り組みについてご意見をいただく。その後、質疑、意見交換を予定。

議会改革特別委員会
委員名簿

平成23年3月17日選任

No.	役職	氏名	会派
1	委員長	畑山親弘	市政・社民クラブ
2	副委員長	堰野端展雄	高志会
3	委員	江渡信貴	高志会
4	委員	舩甚英文	日本共産党
5	委員	桜田博幸	明政一心会
6	委員	工藤正廣	明政一心会
7	委員	杉山道夫	市政・社民クラブ